

令和6年度いしかわスタートアップアクセラレータープログラム事業 業務委託プロポーザル公募要領

1 目的

石川県・公益財団法人石川県産業創出支援機構では、平成19年より開催しているビジネスプランコンテストにより、飛躍的な成長を期待できる起業家を認定し、集中支援することで、スタートアップの創出・育成に取り組んできた。

一方で、地方のスタートアップにおいて、ヒト・モノ・カネ・情報の不足といった課題があると言われて

いる。
本事業では、将来的に株式上場を目指す等、成長志向の高い県内のスタートアップに対し、石川県にゆかりのある経営経験の豊富な先輩起業家や成長企業の支援実績を有するベンチャーキャピタリスト等による伴走型のメンタリング、全国の石川県にゆかりのある方を中心に構成されるサポートコミュニティによる集中支援等を行うことで、事業成長の加速を図るものである。

本事業を通じて、1社でも多く石川県の経済を牽引するスタートアップのロールモデルを輩出し、それを支える地域産業・行政機関・大学に加え、全国の石川県出身者等からなる地域横断的なスタートアップ・エコシステムの構築を目指す。

2 委託事業の概要

- (1) 業 務 名：令和6年度いしかわアクセラレータープログラム事業
- (2) 業務内容：「令和6年度いしかわアクセラレータープログラム事業業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間：委託契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 委託費用：10,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

3 本プロポーザルへの参加資格

次に掲げる要件をすべて満たした者とする。

- (1) 委託事業を遂行するに足る能力を有するものであること。
- (2) 本プロポーザルに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 石川県から競争入札の指名停止又は見積もり合わせへの参加排除を受けて、企画提案受付期間において、指名停止期間中又は参加排除期間中にある者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、その他、石川県の業務を行うのにふさわしくない者でないこと。
- (5) 石川県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税全般について、企画提案書の提出日現在において未納がない者であること。

4 募集方法

公益財団法人石川県産業創出支援機構のホームページにプロポーザルを実施する旨の案内を掲載する。

5 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間

令和6年5月17日（金）17時まで

- (2) 受付方法

質問書（様式1）をメール等により、公益財団法人石川県産業創出支援機構まで送付すること。送付

先は「１０ 問い合わせ先」に同じ。なお、提出した場合は、電話にて到達の確認をすること。

(３) 質問事項の回答

令和６年５月２２日（水）までに、質問書の提出があった者あてに、メール等で回答する。

６ 審査参加申込書及び企画提案書の提出

(１) 提出期限：令和６年５月２４日（金）１７時（必着）

(２) 応募方法：持参又は郵送（ＦＡＸ、メールでの応募は不可）

(３) 提出書類：下表のとおり

※本プロポーザルで知り得た内容については、無断で使用しないものとする。

提出書類	形式	部数	様式
① 審査参加申込書	A 4	１部	様式２
② 企画提案書 ・ 企画提案の内容 ・ 事業の実施能力（過去の実績（スタートアップへの伴走支援等）を含む） ・ 経費の概算見積書（内訳含む）	A 4 片面印刷	５部	任意様式
③ 参考資料 ・ 組織概要、過去の実績等	A 4 片面印刷	５部	任意様式

(４) 提出先：下記「１０ 問い合わせ先」に同じ。

(５) 留意事項：①一提案者（法人）が複数の企画提案をすることは認めない。

②本審査に係る経費は全て提案者の負担とする。

③提出された書類は、一切返却しない。

④提出された企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。

⑤書類提出後の追加、訂正等は認めない。

７ 書類審査の実施

実施日 令和６年５月２９日（水）

（プレゼンテーションによる審査会を実施する場合）

- ・ 審査は、原則、参加申込書が提出された順番で実施する。
- ・ １社あたりの時間は、１５分（プレゼンテーション１０分、質疑応答５分）とする。
- ・ 審査会の出席者は、１社あたり３名までとする。
- ・ オンラインにて行う場合がある。

８ 審査方法

審査員による採点方式。提出された企画提案書及び必要に応じて実施するプレゼンテーションによる審査を行い、提案者を選定する。

(1) 審査基準

下記の評価項目に従い、提出書類及び必要に応じて実施するプレゼンテーションによる審査を行い、下記のポイントにしたがって、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議の上、最も優れた提案者を選定する。

企画提案の内容	・本事業について、実施する提案が効果的かつ具体的に示されており、また、実現可能なものであるか。 ・本事業について、独自性・新規性のある提案や工夫がなされているか。
事業の実施能力 (業務の実施体制・ スケジュール・ 団体の実績等)	・スタートアップの伴走支援に必要な専門知識やノウハウを有しているか。 ・資本政策や知財戦略等の経営課題に関する専門家や、首都圏を中心とした全国的なスタートアップの支援者とのネットワークを有しているか。 ・事業を円滑かつ確実に実施できる体制・スケジュールとなっているか。 ・過去の実績(スタートアップへの伴走支援等)、セールスポイントが事業の円滑な実施にあたって評価できるものであるか。
価格	・事業内容の質・量ともに見積金額に見合ったものとなっているか ・費用対効果が優れているか。

(2) 優先交渉権者の決定及び選考結果通知

①審査において総合的に評価し、最も優れた者を優先交渉権者とする。

なお、優先交渉権者が辞退した場合は、次点の者を優先交渉権者とする。

②選考結果通知は、別途、応募者の代表者(担当者)宛郵送にて通知する。

なお、審査内容及び各事業者の企画提案内容、見積額等については、非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては、一切認めない。

また、本プロポーザルで知り得た内容を無断で公開しないこと。

9 契約締結について

審査の結果、選定された優先交渉権者と企画提案書等に記載された項目に基づき協議を行い、契約における仕様、金額等の内容を定め、公益財団法人石川県産業創出支援機構会計規程を踏まえて契約を締結する。したがって、優先交渉権者の決定をもって企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。

10 問い合わせ先

公益財団法人石川県産業創出支援機構(ISCIO)

成長プロジェクト推進部 スタートアップ支援課

所在地：〒920-8203 石川県金沢市鞍月2-20 石川県地場産業振興センター新館2F

電話：076-267-6291

メールアドレス：shinki@isico.or.jp